

2024年1月4日

各位

J A三井リース株式会社

令和6年能登半島地震により被災された皆さまへのお見舞いとお知らせ

令和6年能登半島地震により被害にあわれました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、被災されたお客さまからのリース契約・物件等に関するお問い合わせを以下の担当窓口にて受け付けておりますので、お知らせいたします。

【リース契約・物件等に関するお問い合わせ先】

営業戦略部 営業戦略室 (担当：和田・峯尾)

電話：03-6775-3027

【上記以外に関するお問い合わせ先】

経営管理部 広報IR室 電話：03-6775-3002

令和6年能登半島地震について35市11町1村（[令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について【第2報】\(bousai.go.jp\)](#)）に災害救助法が適用されたことを受け、当社では、公益社団法人リース事業協会が制定した「自然災害発生時におけるリース会社のユーザー対応等に関するガイドライン」に則して、被災されたお客さまへ対応してまいります。

リース事業協会ガイドライン URL：[http://www.leasing.or.jp/studies/docs/20190605\\_01.pdf](http://www.leasing.or.jp/studies/docs/20190605_01.pdf)

皆さまの安全と被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以上